

○児童発達支援給付費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		地方公共団体が設置する場合	有資格者を配置した場合	利用者の数が利用定員を超える場合	配置すべき従業者(児童発達支援管理責任者を除く)の員数が基準に満たない場合(1日につき) 又は	児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合(1日につき)	通所支援計画が作成されない場合	開所時間減算	自己評価結果等未公表減算	身体拘束廃止未実施減算	人工内耳装用児支援加算(1日あたり)	児童指導員等加算(Ⅰ)(1日につき)	児童指導員等加算(Ⅱ)(1日につき)	看護職員加算(1日につき)	共生型サービス体制強化加算
児童発達支援センターで行う場合	(1) 定員30人以下	(1,085単位)										(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +70単位 (2) 児童指導員等の場合 +52単位 (3) その他の従業者の場合 +30単位	イ +67単位 ロ +134単位 ハ +201単位		
	(2) 定員31人以上40人以下	(1,004単位)										(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +60単位 (2) 児童指導員等の場合 +44単位 (3) その他の従業者の場合 +26単位	イ +57単位 ロ +114単位 ハ +171単位		
	(3) 定員41人以上50人以下	(929単位)										(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +46単位 (2) 児童指導員等の場合 +34単位 (3) その他の従業者の場合 +20単位	イ +44単位 ロ +88単位 ハ +132単位		
	(4) 定員51人以上60人以下	(858単位)										(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +38単位 (2) 児童指導員等の場合 +28単位 (3) その他の従業者の場合 +17単位	イ +36単位 ロ +72単位 ハ +108単位		
	(5) 定員61人以上70人以下	(829単位)										(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +32単位 (2) 児童指導員等の場合 +24単位 (3) その他の従業者の場合 +14単位	イ +31単位 ロ +62単位 ハ +93単位		
	(6) 定員71人以上80人以下	(803単位)										(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +28単位 (2) 児童指導員等の場合 +21単位 (3) その他の従業者の場合 +12単位	イ +27単位 ロ +54単位 ハ +81単位		
	(7) 定員81人以上	(777単位)										(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +25単位 (2) 児童指導員等の場合 +18単位 (3) その他の従業者の場合 +11単位	イ +24単位 ロ +48単位 ハ +72単位		
イ 障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合	(1) 定員20人以下	(1,383単位)	× 965/1,000									(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +105単位 (2) 児童指導員等の場合 +77単位 (3) その他の従業者の場合 +45単位	イ +100単位 ロ +200単位 ハ +300単位		
	(2) 定員21人以上30人以下	(1,190単位)										(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +84単位 (2) 児童指導員等の場合 +62単位 (3) その他の従業者の場合 +36単位	イ +80単位 ロ +160単位 ハ +240単位		
	(3) 定員31人以上40人以下	(1,074単位)										(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +60単位 (2) 児童指導員等の場合 +44単位 (3) その他の従業者の場合 +26単位	イ +57単位 ロ +114単位 ハ +171単位		
ロ 難聴児の場合	(1) 定員20人以下	(1,383単位)									+603単位	(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +105単位 (2) 児童指導員等の場合 +77単位 (3) その他の従業者の場合 +45単位	イ +100単位 ロ +200単位 ハ +300単位		
	(2) 定員21人以上30人以下	(1,190単位)									+531単位	(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +84単位 (2) 児童指導員等の場合 +62単位 (3) その他の従業者の場合 +36単位	イ +80単位 ロ +160単位 ハ +240単位		
	(3) 定員31人以上40人以下	(1,074単位)									+488単位	(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +60単位 (2) 児童指導員等の場合 +44単位 (3) その他の従業者の場合 +26単位	イ +57単位 ロ +114単位 ハ +171単位		

ホ 重症心身障害児の場合	(3) 定員7人	(1,509単位)
	(4) 定員8人	(1,325単位)
	(5) 定員9人	(1,183単位)
	(6) 定員10人	(1,068単位)
	(7) 定員11人以上	(836単位)

ヘ 共生型児童発達支援給付費	(562単位)
----------------	---------

ト 基準該当児童発達支援給付費	(1)基準該当児童発達支援給付費(Ⅰ) (667単位)
	(2)基準該当児童発達支援給付費(Ⅱ) (562単位)

家庭連携加算(月2回を限度)	イ 1時間未満 (1回につき187単位を加算)
	ロ 1時間以上 (1回につき280単位を加算)

事業所内相談支援加算(月1回を限度)	(1回につき35単位を加算)
--------------------	----------------

訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満 (1回につき187単位を加算)
	ロ 1時間以上 (1回につき280単位を加算)

食事提供加算	イ 食事提供加算(Ⅰ) (1日につき30単位を加算)
	ロ 食事提供加算(Ⅱ) (1日につき40単位を加算)

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)
----------------------	-----------------

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき15単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき10単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき6単位を加算)

減算が適用される月から2月目まで $\times 70/100$ 3月以上連続して減算の場合 $\times 50/100$	減算が適用される月から4月目まで $\times 70/100$ 5月以上連続して減算の場合 $\times 50/100$	減算が適用される月から2月目まで $\times 70/100$ 3月以上連続して減算の場合 $\times 50/100$
---	---	---

(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +299単位 (2) 児童指導員等の場合 +221単位 (3) その他の従業者の場合 +130単位	イ 286単位 ロ 572単位
(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +261単位 (2) 児童指導員等の場合 +193単位 (3) その他の従業者の場合 +114単位	イ 250単位 ロ 500単位
(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +232単位 (2) 児童指導員等の場合 +172単位 (3) その他の従業者の場合 +101単位	イ 222単位 ロ 444単位
(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +209単位 (2) 児童指導員等の場合 +155単位 (3) その他の従業者の場合 +91単位	イ 200単位 ロ 400単位
(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +139単位 (2) 児童指導員等の場合 +103単位 (3) その他の従業者の場合 +61単位	イ 133単位 ロ 266単位

イ 児発管かつ保育士又は児童指導員の場合
+181単位
ロ 児発管の場合
+103単位
ハ 保育士又は児童指導員の場合
+78単位

栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算(Ⅰ)	(1)定員40人以下	(1日につき37単位を加算)
		(2)定員41人以上50人以下	(1日につき30単位を加算)
		(3)定員51人以上60人以下	(1日につき25単位を加算)
		(4)定員61人以上70人以下	(1日につき21単位を加算)
		(5)定員71人以上80人以下	(1日につき19単位を加算)
		(6)定員81人以上	(1日につき16単位を加算)
	ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)	(1)定員40人以下	(1日につき20単位を加算)
		(2)定員41人以上50人以下	(1日につき16単位を加算)
		(3)定員51人以上60人以下	(1日につき13単位を加算)
		(4)定員61人以上70人以下	(1日につき11単位を加算)
		(5)定員71人以上80人以下	(1日につき10単位を加算)
		(6)定員81人以上	(1日につき9単位を加算)

欠席時対応加算(月4回を限度)
※重症心身障害児を支援する場合には限り定員充足率が80%未満の場合は月8回を限度 (1回につき94単位を加算)

特別支援加算	(1日につき54単位を加算)
--------	----------------

強度行動障害児支援加算	(1日につき155単位を加算)
-------------	-----------------

医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき500単位を加算)
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき250単位を加算)
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき500単位を加算)
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1日につき100単位を加算)
	ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)	(1日につき1,000単位を加算)
	ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)	(1日につき500単位を加算)

送迎加算	イ 障害児(重症心身障害児を除く)の場舎道につき54単位を加算	注1 一定の条件を満たす場合 +37単位
	ロ 重症心身障害児の場合 (片道につき37単位を加算)	注2 同一敷地内の場合 ×70/100
		注 同一敷地内の場合 ×70/100

延長支援加算	イ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合	(1)1時間未満	(1日につき61単位を加算)
		(2)1時間以上2時間未満	(1日につき92単位を加算)
		(3)2時間以上	(1日につき123単位を加算)
	ロ 重症心身障害児の場合	(1)1時間未満	(1日につき128単位を加算)
		(2)1時間以上2時間未満	(1日につき192単位を加算)
		(3)2時間以上	(1日につき256単位を加算)

関係機関連携加算	イ 関係機関連携加算(Ⅰ)	(1日につき200単位を加算)
	ロ 関係機関連携加算(Ⅱ)	(1日につき200単位を加算)

保育・教育等移行支援加算	(1回を限度として500単位を加算)
--------------	--------------------

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×76/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×56/1,000)	
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×31/1,000)	
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +ハの90/100)	
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +ハの80/100)	

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位×10/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可
-----------------	------------------------	--

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×25/1,000)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×22/1,000)	